

コマツ

YDP-WA138(ショベル・ローダ)

【2014年排出ガス規制適合車】

新型自動車届出資料

【WA100-8】

(類別0001～0014)

(90001号機以降)

1. 諸 元 表
2. 構造装置の概要説明書
3. 外 観 図
4. 指定装置等一覧表
5. 一酸化炭素等発散防止装置通知書(写).....
6. 車台番号の打刻届出書(写)
7. 原動機型式の打刻届出書(写).....

(株)小松製作所

自動車原動機の型式の打刻届出書

国土交通大臣殿



届出者の氏名

株式会社 小松製作所

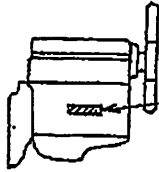
又は 名称

代表取締役 榎 正弘

住 所

東京都港区赤坂 4 丁目 3 番 6 号

平成 17 年 2 月 18 日

原動機の名称及び型式	小松 4D95L
打 刻 機 式	4D95L 型 式 5 (K) 4D95L 訂正様式
打 刻 字 体	4D95L 459DLX (K)
打刻位置説明図	 原動機型式 シリンダブロック 側面中央部 (ファン側から見て左側面)
打刻を行う事業場の 名称及び所在地	コマツカミンズエンジン 株式会社 栃木県小山市横倉新田 400 番地
備 考	適用となる原動機の番号 #102014~ 適用除外となる原動機の番号について次頁に記載する。

- 「特定特殊自動車排ガス規制」を公的に証明する書類等は、車体メーカーより発行できません。適合を法的に証明するのは、基本的に本体に貼られたステッカーとなります。
- どうしても書類が必要な場合は「通知書」または「官報」がありますので、ご確認下さい。

<オンロード車>
車検を取得する車両
(小型・大型特殊自動車)

<小型>	<中型>	<大型>
WA20	WA100	WA380
WA30	WA150	WA470
WA40	WA200	
WA50	WA270	
WA80	WA320	



<オフロード車>
油圧ショベル、ブル
大型WA(非車検)・・・etc



※代表的な機種を示しています。

オフロード法の規制対象
★公道を走行しないもの
(特定特殊自動車)

オンロード車の規制対象
★公道を走行するもの
(大型特殊自動車、小型特殊自動車)



<適合証明ステッカー>

- ・オフロード法を満足する場合、
 - ・道路運送車両法を満足する場合に
- ステッカーを貼付けすることができます。

- 車検を取得する車両は、道路運送車両法に基づき通知書が発行されます。
(「官報」への掲載はありません！)

- 通知書の表紙は
SharePointデータベースをご確認下さい。



- オフロード法による届け出は、
その結果が「官報」に掲載されます。
(通知書の発行はありません！)

- 「官報」は環境省HPより確認が出来ます。
http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html